

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年9月4日
【事業年度】	第88期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)
【会社名】	日本発条株式会社
【英訳名】	NHK SPRING CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 天木 武彦
【本店の所在の場所】	横浜市金沢区福浦三丁目10番地
【電話番号】	横浜(045)786-7519
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 瓜生 誠二郎
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号(日比谷ダイビル) 日本発条株式会社 東京分館
【電話番号】	東京(03)3503-1351
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員営業本部長 玉村 和己
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 日本発条株式会社 東京分館 (東京都千代田区内幸町一丁目2番2号) 日本発条株式会社 大阪支店 (大阪市淀川区宮原三丁目5番24号) 日本発条株式会社 名古屋支店 (名古屋市名東区上社一丁目802番地) 日本発条株式会社 広島支店 (広島市東区若草町3番20号) 日本発条株式会社 北関東支店 (群馬県太田市小角田町5番地) 日本発条株式会社 浜松支店 (浜松市中区田町330番地5号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成20年6月30日に提出した事業年度 第88期(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがあったので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものである。

2 【訂正事項】

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

3 【配当政策】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(9) 中間配当の決定機関

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示している。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

3 【配当政策】

(訂正前)

利益配分に関する基本方針としては、長期的展望に立ち、内部留保の確保と今後の経営環境及び配当性向等を総合的に勘案し、配当政策を進めている。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としている。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会である。

当事業年度の剰余金の配当は、上記方針及び当事業年度の業績等を勘案し、1株当たり7円とし、中間配当金(7円)と合わせて14円としている

内部留保については、今後の業務拡大のための事業投資、長期的に安定した成長を目指すための研究開発投資に充当し、一層の経営基盤強化に努める。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりである。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
平成19年11月13日 取締役会決議	1,697	7.0
平成20年6月27日 定時株主総会決議	1,697	7.0

(訂正後)

利益配分に関する基本方針としては、長期的展望に立ち、内部留保の確保と今後の経営環境及び配当性向等を総合的に勘案し、配当政策を進めている。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としている。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会である。

当事業年度の剰余金の配当は、上記方針及び当事業年度の業績等を勘案し、1株当たり7円とし、中間配当金(7円)と合わせて14円としている

内部留保については、今後の業務拡大のための事業投資、長期的に安定した成長を目指すための研究開発投資に充当し、一層の経営基盤強化に努める。

また、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当をすることができる旨を定款に定めている。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりである。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
平成19年11月13日 取締役会決議	1,697	7.0
平成20年6月27日 定時株主総会決議	1,697	7.0

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(9) 中間配当の決定機関

(訂正前)

当社は、取締役会の決議に基づき毎年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対して、中間配当を行うことができる旨を定款に定めている。

(訂正後)

当社は、取締役会の決議に基づき毎年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対して、中間配当を行うことができる旨を定款に定めている。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものである。